

改正

平成29年6月21日規則第19号

川南町お試し滞在施設規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、町への移住を希望する者が町で生活体験及び移住準備のために利用する施設(以下「お試し滞在施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置等)

**第2条** お試し滞在施設の名称、設置の場所、戸数及び定員は、次のとおりとする。

名称	設置の場所	戸数	定員
浪掛お試し滞在住宅	川南町大字平田151番地3	1戸	8人

(利用者の資格)

**第3条** お試し滞在施設を利用することができる者は、現に町外に住所を有する者で次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、被災地からの避難その他特別な理由があると町長が認める場合においては、第1号に掲げる要件については、この限りでない。

- (1) 町内への移住を希望していること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(利用期間)

**第4条** お試し滞在施設の利用期間は、連続した14日以内とする。この場合において、利用期間内に利用しない日があっても連続して利用したものみなす。

2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新は認めない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用申込み)

**第5条** お試し滞在施設を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)の代表者(以下「利用希望代表者」という。)は、利用を開始しようとする日の14日前までにお試し滞在施設の空き

状況等を町長に確認しなければならない。ただし、被災地からの避難その他特別な理由があると町長が認める場合は、この限りでない。

- 2 利用希望代表者は、前項の規定による確認の結果、希望する利用期間にお試し滞在施設を利用することが可能であるときに限り利用できる。この場合において、利用希望代表者は、利用希望者全員の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報で本人確認ができる必要最小限の情報に限る。以下同じ。）を提供しなければならないものとする。
- 3 町長は、前項ただし書に規定する個人情報の提供を受けたときは、川南町お試し滞在施設利用希望者名簿（様式第1号）を作成しなければならない。
- 4 町長は、利用希望者が第3条に規定する利用者の資格を有するかどうかを審査し、その結果を利用希望代表者に連絡するものとする。
- 5 前3項の規定は、利用希望者に変更があった場合に準用する。

（契約の締結）

**第6条** 前条第4項（前条第5項において準用する場合を含む。）の規定により町長から利用者の資格がある旨の連絡を受けて当該お試し滞在施設を利用する者（以下「利用者」という。）の代表者（以下「利用代表者」という。）は、利用を開始する前までに利用者全員の個人情報を証するものの写しを提出して一時利用目的における建物賃貸借契約書（様式第2号）により契約を締結しなければならない。この場合において、町長は、利用者全員の個人情報が前条第2項の規定により提供された利用希望者全員の個人情報と一致するものでなければ契約を締結できないものとする。

（賃借料）

**第7条** お試し滞在施設の賃借料は、1日につき500円（お試し滞在施設の利用に伴う施設管理料及び光熱水費を含む。）とする。

- 2 利用責任者は、原則として前項の賃借料を前条の規定による契約を締結するときに納入するものとする。
- 3 前項の規定により納入された賃借料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1）天災地変その他利用者の責めによらない事由により利用することができなかつたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認め利用期間を短縮したとき。

（利用者の遵守事項）

**第8条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) お試し滞在施設及び附属設備等を清潔に保ち、利用後は現状に復して返還すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長の指示に従うこと。

(禁止行為)

**第9条** 利用者は、お試し滞在施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) お試し滞在施設の改修又は増築を行うこと。
- (3) 土地の形状を変更すること。
- (4) お試し滞在施設の全部又は一部を第三者に転貸すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、お試し滞在施設の利用としてふさわしくない行為

(契約の解除)

**第10条** 町長は、利用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しないとき、又は前条各号の規定に違反する行為があると認めるときには、賃貸借契約を解除することができる。

(損害賠償)

**第11条** 利用者は、自己の責めに帰すべき原因により、お試し滞在施設及びお試し滞在施設内の備品、器物等を破損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

**第12条** お試し滞在施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し滞在施設内又はお試し滞在施設周辺で発生した事故について、町は、その責任を負わないものとする。

(委任)

**第13条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

#### 附 則 (平成29年6月21日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式第1号 (第5条関係)

川南町お試し滞在施設利用希望者名簿

施設名称				
利用期間	年 月 日～ 年 月 日			
利用希望者氏名	続柄	住所	生年月日	性別
	代表者	(連絡先)	. . .	

## 様式第2号（第6条関係）

### 一時利用目的による建物賃貸借契約書

賃貸人 川南町（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）は、次のとおり一時利用目的による建物賃貸借契約を締結する。

（一時利用目的による建物賃貸借契約の締結）

第1条 甲は川南町お試し滞在施設規則（平成28年川南町規則第28号。以下「規則」という。）に基づき、乙が一定期間本町で生活し、本町での生活体験及び移住準備を行うため一時的に利用させる目的で、次の建物（以下「本件建物」という。）を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

名 称

設置の場所

（期間）

第2条 本件建物の賃貸借契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 日間とする。

（用途）

第3条 乙は、本件建物を移住に係るお試し滞在施設として利用するものとし、これ以外の用途に本件建物を利用してはならない。

（賃貸料）

第4条 本件建物の賃貸料は、1日当たり500円（お試し滞在施設の利用に伴う施設管理料及び光熱水費を含む。）とする。

2 乙は、甲が契約締結時に発行する納入通知書により、甲に賃借料を支払うものとする。

（家具、器具等の貸与）

第5条 本件建物に備付けの家具、家電製品等は、乙に貸与する。

（遵守事項）

第6条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 規則第1条の趣旨に沿って本件建物を利用すること。
- （2） 留守や就寝時には、必ず施錠するなど本件建物を善良に管理すること。
- （3） 火気の取扱いに注意するとともに、本件建物内の附属設備、器具等を適切に取り扱うこと。
- （4） ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- （5） 本件建物及びその周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- （6） 本件建物の利用後は、現状に復して返還すること。
- （7） その他本件建物の利用に関し町長が必要と認めること。

（禁止事項）

第7条 乙は、本件建物において次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- （2） 甲の承諾を得ずに本件建物の改修又は増築を行う行為
- （3） 本件建物の敷地内における土地の形状を変更する行為
- （4） 本件建物の全部又は一部を第三者に転貸する行為
- （5） その他本件建物の利用にふさわしくない行為

(当然消滅)

第8条 本件建物が火災その他の災害で大破又は滅失した場合には、本契約は、催告その他の手続を要せずに、当然に消滅する。

(損害賠償義務)

第9条 乙又はその家族その他の関係者の故意又は過失によって、本件建物が汚損、毀損又は滅失したときは、乙は直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙について以下の事由が発生した場合には、何らの催告なく本契約を解除することができる。

(1) 第6条及び第7条の規定に違反したとき。

(2) その他本契約に違反し、甲乙間の信頼関係が破壊されたとき。

(契約の終了)

第11条 第2条の契約期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、乙は、契約の更新を求めることはできず、甲に対して、直ちに本物件を明け渡す。

2 前項の場合においては、乙は、本件建物の自己の所有又は保管する動産全てを収去し、甲の承諾を得て造作加工したものがあれば全てこれを原状に復して本件建物を明け渡すものとし、甲に対して造作などの買取請求をしない。

(立退き料等)

第12条 乙は、本件建物の明渡しに際し、立退き料、移転料、引越し費用その他いかなる名目においても金銭上の請求をしないものとする。

(立退き遅延時の損害金)

第13条 乙は、本件建物の明渡しを遅延した場合には、甲に対し、その遅延した期間に応じ1日当たりの賃借料の2倍の金額に相当する損害金を支払う。

(合意管轄)

第14条 甲及び乙は、本契約に関する紛争について、甲の所在地を所管する第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、解決する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙1通を保持する。

年 月 日

甲 所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1

川南町長

印

乙 住所

氏名

印